



1

昨年、三重県中小企業青年中央会に加入させていただきました三重弁護士協同組合青年部会の副会長をさせていただいております中川大河と申します。中央会レポートみえには、2019・夏号より、当会の「弁護士のつぶやき」というコラムを掲載させていただいており、当会の会長が担当させていただきました第1回に引き続き、今回は、副会長の私が担当させていただくことになりました。

せっかくの機会ですので、弁護士として、中小企業の経営者の皆様のお役に立つような情報を発信できればと考えまして、今回は、約40年ぶりに大きな改正がありました相続法改正について簡単に紹介させていただきますと思います。

2

今回改正されました相続法改正の目玉は、①配偶者居住権の創設、②自筆証書遺言の方式緩和、③自筆証書保管制度の創設、④相続人以外の者による特別寄与料の請求が可能になったこと、などになります。

3

①配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身または一定期間、その建物を実無償で使用することができる権利です。これは、建物についての権利を「負担付きの所有権」と「配偶者居住権」に分け、遺産分割の際などに、配偶者が「配偶者居住権」を取得し、配偶者以外の相続人が「負担付きの所有権」を取得することができるようにしたものです。配偶者居住権は、自宅に住み続けることができる権利ですが、完全な所有権とは異なり、他人に譲渡することができない分、評価額を低く抑えることができます。このため、配偶者はこれまで住んでいた自宅に住み続けながら、不動産以外の他の財産（預貯金など）もより多く取得できるようになります。

②これまで自筆証書遺言は、添付する目録も含め、全文を自書（手書き）して作成する必要がありましたが、

遺言の中で様々な財産を指し示すのに、不動産の所在地や地番、預貯金の口座番号などを全て手書きするのは煩雑でした。その負担を軽減するため、遺言書に添付する相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、自書によらない書面を添付することによって自筆証書遺言を作成することができるようになります。もっとも、自書以外による目録を添付する場合には、自書以外の目録の部分があるページ全てに署名・押印をしなければなりませんし、自書しなくてよいのは目録部分に限られますので、それ以外の内容を一緒にパソコン打ちすることはできないことには注意が必要です。

③自筆証書による遺言書は自宅で保管されることが多く、作成後に紛失したり、相続人や第三者によって変造、破棄、隠匿等がなされる恐れがあるなどの問題がありました。そこで、こうした問題によって相続をめぐる紛争が生じることを防止し、自筆証書遺言をより利用しやすくするため、法務局で自筆証書による遺言書を保管する制度が創設されました。法務省が保管する遺言書については、家庭裁判所による検認は不要とされています。

④相続人ではない親族（例えば子の配偶者など）が被相続人の介護や看病をするケースがありますが、改正前には、遺産の分配にあずかることはできず、不公平であるとの指摘がされていました。今回の改正では、このような不公平を解消するために、相続人ではない親族も、無償で被相続人の介護や看病に貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対し、特別寄与料の請求をすることができるようにしました。この特別寄与料は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して定められます。

4

簡単ではございますが、相続法の改正について紹介させていただきました。もし、具体的にお困りのことがあれば、お近くの弁護士までお気軽にご相談ください。三重弁護士協同組合青年部会では、今後も皆様にとって有益な情報を発信して参りたいと思います。

以上